

子ども・子育て支援新制度について

1 宍粟市子ども・子育て会議条例の制定に至る背景・理由

平成24年8月22日に子ども・子育て支援法が公布されたことに伴い、平成27年4月から子ども・子育て支援を総合的に推進するための新しい制度が開始されることとなりました。【参考1】

本制度は、安心して子どもを生き育てることのできる社会の実現をめざすことを目的としており、市町村は、幼児期の学校教育(幼稚園)や保育及び地域子育て支援事業の提供体制の確保、業務の円滑な実施に関する計画を策定することとなっています。この計画の内容に対する意見や実施状況を調査審議する審議会その他の合議制の機関を条例で定めるところにより置くように努めるものとされており、宍粟市子ども・子育て会議の設置並びに組織及び運営に関して必要な事項を定めることとなりました。【参考2】

【参考1】子ども・子育て支援法第7条第1項(抜粋)

この法律において、「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

【参考2】子ども・子育て支援法第61条第1項

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て会議・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

2 宍粟市子ども・子育て会議条例の概要(資料2)

(1)所掌事務(第2条)

子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき、「宍粟市子ども・子育て会議」を設置するものとし、法第77条第1項各号に規定する事務を処理することとします。

【参考3】

(2)組織(第3条)

委員の人数を15名以内とします。委員は保護者、子ども・子育て支援に関する事業者、学識経験者など幅広く子育てに関係する方とします。

(3)委員の任期(第4条)

任期は2年とし再任は妨げないものとします。

(4)会長・副会長(第5条、第6条)

会議には会長、副会長を置き、会長が議長になるものとします。

【参考3】子ども・子育て支援法第77条第1項(抜粋)

市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設(注1)の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。【参考4】

二 特定地域型保育事業(注2)の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。【参考5】

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。【参考6】

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する(注3)こと。

(注1) 特定教育・保育施設とは、認定子ども園、幼稚園、保育所をいいます。

(注2) 特定地域型保育事業とは、小規模保育事業(利用定員6人以上19人以下)、家庭的保育事業(利用定員5人以下)、居宅訪問型保育事業(相手方の居宅において保育を行う事業)、事業所内保育事業(従業員の子どもに加えて地域の子どものも受け入れる必要あり)をいいます。

(注3) 本計画を継続的に点検、評価、見直しをおこなっていく(PDCAサイクル)役割があります。

【参考4】子ども・子育て支援法第31条第2項

市町村長は前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聞かなければならない。

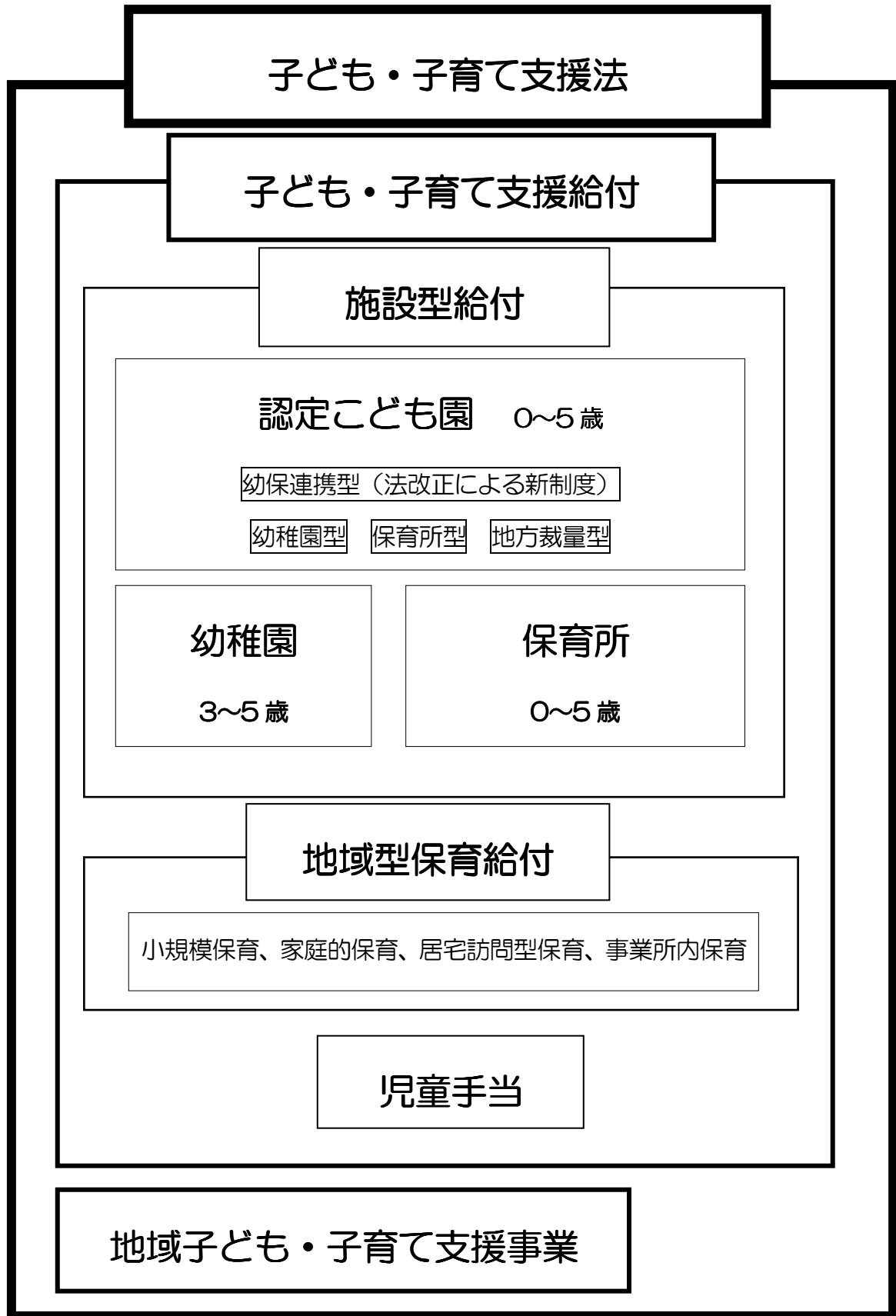
【参考5】子ども・子育て支援法第43条第3項

市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聞かなければならない。

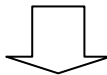
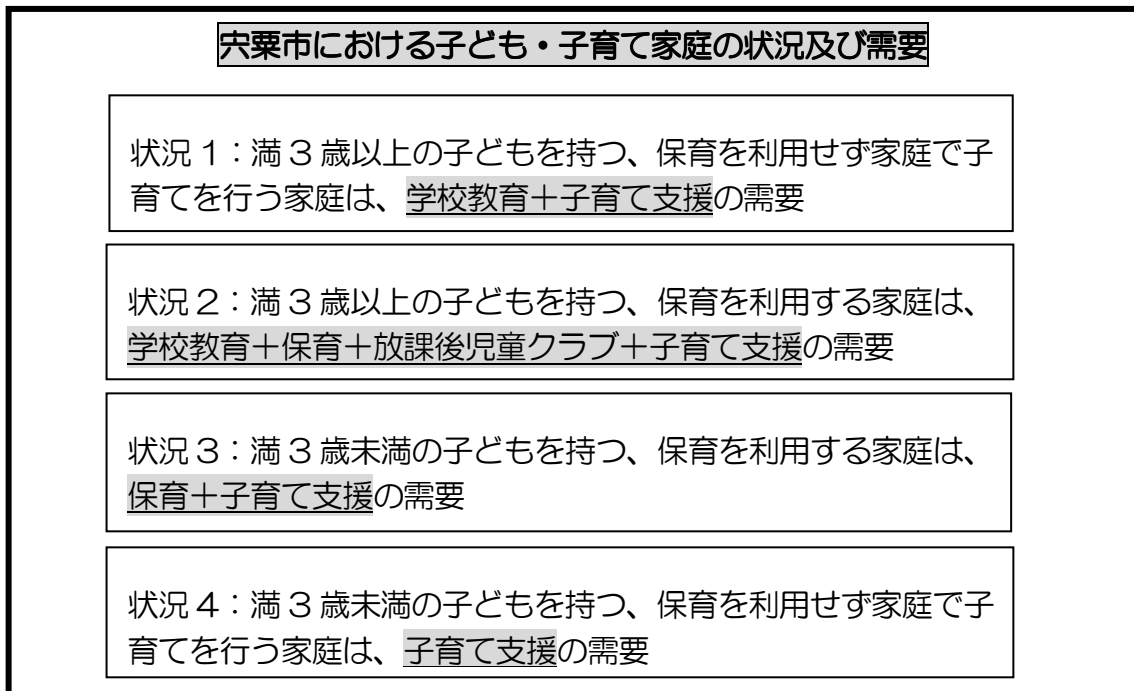
【参考6】子ども・子育て支援法第61条第7項

市町村長は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聞かなければならない。

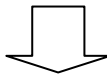
3 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業のイメージ



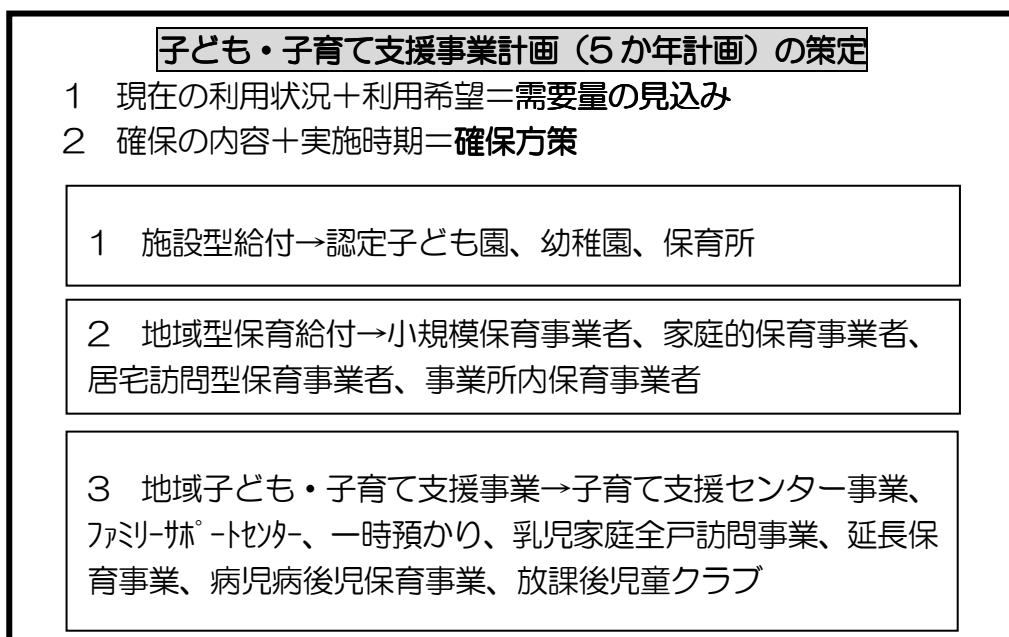
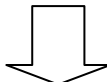
4 子ども・子育て支援事業計画のイメージ



宍粟市子ども・子育て会議の設置、調査・審議



需要の調査把握=ニーズ調査の実施(現在の利用状況+利用希望)



平成二五年度に行うこと

平成二六年度に行うこと